

**アンケート調査のうち、前回までに
議論していない項目について**

**令和 4 年 2 月 1 8 日
総務省自治行政局市町村課**

市区町村における定期広報物の配布方法について

- 市区町村における定期広報物（月1～2回程度）の配布方法について、自治会に依頼している市区町村数は1,328団体（重複除く）あり、このうち、自治会に有償で依頼している市区町村が1,072団体（重複除く）あり、自治会に無償で依頼している団体が264団体であった。
- また、業者にポスティングや新聞折込の依頼、集会所等へ設置している団体は342団体（重複除く）であった。

定期広報物の配布の方法	回答団体数（※1）	割合（※2）	1世帯あたりの委託料単価の中央値（年額）
1. 自治会に有償で依頼 （委託料として支払い）		20.2%	766円
2. 自治会に有償で依頼 （交付金や報酬等の一部として支払い）		42.1%	—
3. 自治会に無償で依頼		15.2%	—
4. 業者にポスティングを依頼		15.0%	273円
5. 業者に新聞折込を依頼		5.2%	254円
6. 集会所等への設置		2.9%	—
7. その他	325	18.7%	—

※1 単位は市区町村で、複数回答有り。

※2 全市区町村数1,741団体で除した割合となっており、複数回答となっていることから、割合の合算は100%にはならない。

※3 その他については、駅やコンビニエンスストア等への設置などがある。

地域の居場所についてのリスト・マップの作成・公表状況について

- 高齢者や子どもを含めた地域の居場所については、自治会以外にも、NPO、社会福祉協議会、老人会、ボランティア団体、企業等、様々な団体や個人によって運営されている。
- これらの地域の居場所について、リストを公表している市区町村は、①367市区町村、②274市区町村、③203市区町村であり、マップを公表している市区町村は、①144市区町村、②103市区町村、③47市区町村であった。（①…主に高齢者を対象とした居場所の運営団体・個人を対象としたもの、②…主に子どもを対象とした居場所の運営団体・個人を対象としたもの、③…①及び②の両方に回答があったもの）

	主に高齢者を対象とした居場所の運営団体・個人 ①のリスト・マップを作成・公表している市区町村数（※1）	割合 （※2）	主に子どもを対象とした居場所の運営団体・個人 ②のリスト・マップを作成・公表している市区町村数（※1）	割合 （※2）	①、②の両方に回答があった市区町村数 （※1）	割合 （※2）
リストを作成しているが公表していない	281	16.1%	189	10.9%	130	7.5%
リストを公表している	367	21.1%	274	15.7%	203	11.7%
マップを作成しているが公表していない	37	2.1%	13	0.7%	4	0.2%
マップを公表している	144	8.3%	103	5.9%	47	2.7%
重複を除いた市区町村数	660	37.9%	474	27.2%	—	—

※1 単位は市区町村で、複数回答有り。

※2 全市区町村数1,741団体で除した割合となっており、複数回答となっていることから、割合の合算は100%にはならない。

コロナ禍を契機とした市区町村の自治会に対する新たな施策について

○コロナ禍を契機とした市区町村の自治会に対する新たな施策について、自由記載を求めた結果を事務局において分類したところ、感染症拡大防止のための「施設の改修、備品・消耗品類の購入」、「ガイドライン・マニュアル等の策定」、「自治会活動のデジタル化」の順に多かった。

	団体数	割合（※1）
施設の改修、備品・消耗品類の購入	170	54.1%
ガイドライン・マニュアル等の策定	71	22.6%
自治会活動のデジタル化	37	11.8%
その他（※2）	55	17.5%

※1 回答のあった314団体で除した割合となっており、複数回答となっていることから、割合の合算は100%にはならない。

※2 その他については、補助金の積み増し、商品券の配布などがある。